

新たな一歩を応援します！ 経営革新チャレンジ 支援事業補助金

様々な経営環境の変化や多様化に対応するための、経営革新計画に基づいた事業に係る費用を補助し、実践を支援します。



新たな機械設備を導入して生産性の向上を図りたい！

新しい商品を開発できないか？

自社の強みを活かして、新たに始められるサービスはないか？

ネット通販やテイクアウトなど新しい販売方法を導入できないか？

Step 1

草加商工会議所に
事前相談する

Step 2

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画を策定し、都道府
県知事の承認を受ける
(※裏面をご覧ください)

Step 3

経営革新チャレンジ支
援事業補助金の交付
を申請する

Step 4

経営革新チャレンジ支
援事業補助金の交付
決定通知書を受領後、
補助事業計画に沿って
事業を実施する。

Step 5

補助事業実施後、草加
商工会議所へ報告及
び請求をする。

Step 6

草加商工会議所が報
告書等を審査し、適合
と認めるとき交付額が
確定し補助金が入金さ
れる。

受 付
期 間

令和6年12月27日まで随時受付

申請前に草加商工会議所に事前相談(令和6年10月31日まで)をお願いします。
※実施要領や申請書類は<https://www.sokacity.or.jp/>(二次元コード)よりダウンロードしてください。



対象者

次に掲げる要件のすべてに該当する者

次に掲げる要件のすべてに該当する者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等
- (2) 草加商工会議所のアドバイスを受けて中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画^(注)を作成し、令和6年4月1日から令和6年12月27日までに都道府県知事の承認を受けた計画を実施する者
- (3) 市税等(市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税、軽自動車税)の滞納がない者

注：中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成については、埼玉県HPに掲載の「経営革新計画 承認申請の手引き(埼玉県産業労働部産業支援課作成)」https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/25587/keikakushinn_tebiki.pdf(二次元コード)を参照のこと。裏面もご覧ください。



補助額

1事業者50万円上限(補助率は10分の10) 注:本事業は精算払いになります。

必 要
書 類

本補助金の交付を受けようとする市内中小企業等は、次に掲げる必要書類を草加商工会議所に提出が必要になります。

- (1) 経営革新チャレンジ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認書及びビジネスプランの写し
- (3) 経営革新チャレンジ支援事業補助金 補助事業計画書(第2号様式)
- (4) 直近年度分の市税等納税証明書(市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税、軽自動車税)
- (5) その他必要と思われる書類

補 助
対 経
費

交付決定後、令和7年1月31日(金)までに完了(実績報告)する事業であること。
本補助金の対象経費は以下の通りとなります。

- (1) 需用費 消耗品費、印刷製本費等
- (2) 役務費 通信運搬費、広告宣伝費等
- (3) 機械装置・備品購入費 専ら当該補助事業のために使用される機械・什器備品(ソフトウェア等を含む。)の整備及び購入費
- (4) 委託料 企画委託、デザイン委託等
- (5) 原材料費 新商品・新技術開発に係る原材料費等
- (6) 使用料及び賃借料 施設使用料、展示会出展費、リース料等
- (7) その他 この表に掲げるもののほか、草加商工会議所が必要経費として認めるもの。

問合せ先 草加商工会議所 中小企業相談所 電話 048-928-8111

経営革新って、 何をやるの？



新事業活動の6類型

- ①新商品の開発又は生産
- ②新しいサービスの開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ⑥その他の新たな事業活動

経営革新とは、「事業者が新事業活動^{*}を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義されています（中小企業等経営強化法）。

※「新事業活動」とは、6つに類型された「新たな取組」のことです。

新事業活動の内容をまとめた「**経営革新計画**」を作成することにより、「新たな取組」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。計画の承認は、中小企業等経営強化法に基づき、各都道府県知事が行います。

承認を受けるメリットは？

■新しい取り組みをスタートするきっかけになる

3～8年先の中期的計画を作成することで、漠然と思っていたことが具体化され、経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を見つめなおすことができます。

■社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。

また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。

多様化する
経営課題に
チャレンジしたい

新たな経営手法の
導入を検討している

事業再展開期を迎え、
新たなビジネス
チャンスを探している

ご相談はこちらまで

そう・あい

 Sou-ai

そうか創業&革新支援拠点

相談無料

事業承継を
考えている

草加市内での創業を
検討している

専門分野における
研究開発等に
着手したい

問合せ先

草加商工会議所 中小企業相談所 TEL.048-928-8111 【担当：岡野】

月～金（祝祭日除く）9:00～17:00（予約制）